慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	EUの共通安全保障・防衛政策の歴史と現状
Sub Title	
Author	渡邊, 啓貴(Watanabe, Hirotaka)
Publisher	慶應義塾大学法学部
Publication year	2008
Jtitle	慶應の政治学 国際政治 : 慶應義塾創立一五〇年記念法学部論文集 (2008.) ,p.333- 364
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Book
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BA88455213-00000011-0 333

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

現状 EUの共通安全保障・防衛政策の歴史と

渡

邊 啓

貴

結び――CFSP・ESDPの現実―― 一 EU共通防衛政策前史 一 EU共通防衛政策前史 1

EUの共通防衛政策を語る際の出発点は、

はじめに

政治外交アクターとしても捉えられている。その大きなきっかけは冷戦終結後の一九九一年一二月に合意したマ の協力・共通政策、 ストリヒト条約によって外交・安全保障政策(CFSP)が発足したことであるが、それが軍事・防衛分野で 冷戦時代西欧先進諸国の経済統合として考えられていた欧州共同体(EC・EU)は、 V わゆる共通防衛政策 (ESDP) にまで発展しているのが今日である。 今日国際社会の重要な

本稿では、こうした欧州の政治的統合の発展を第二次大戦直後から今日までの展開について、

時系列的に論じ

EU共通防衛政策前史

る。

EDC構想とフーシェ・プラン

とくに、EDC構想はフランスが提案し、 自ら葬った構想であった。その結果冷戦が終結するまで、 欧州共通防

欧州政治共同体(EPC)と欧州防衛共同体

(EDC)

であろう。

衛政策はタブー視されることになった。

に管理するための機構と目されていたEPCはEDCの批准が行われて初めて効力を持つと定められていたので 先立つ一九五二年五月に調印され、すでに批准されていたEPCの発効と連動していた。 1 九五○年一○月ルネ・プレヴァン仏首相はEDC設立を提唱した。これは同年五月に同じくフランス人の ル・シューマンのECSC(欧州石炭鉄鋼共同体) の提案と時期をほぼ同じくしている。 つまりEDCを民主的 またEDCはそれに

ある。 したがって、 EDC構想の失敗はEPC構想の失敗をも意味したのである。

は西側諸国にとってまだ記憶に新しいことであった。東側からの脅威に対抗する西ドイツの復興と同時に西ドイ とその再軍備をどのように実現していくのかという問題であった。しかし、二つの世界大戦を経てドイツの脅威 せるのか、という当時切迫していた問題と重なっていた。つまり、 EDCはそもそも冷戦の危機が次第に高まって行く中にあって、 東側からの脅威に備えた西ドイツの重工業化 西ドイツをどのようにして西側防衛に復帰さ

というものだった。そこには超国家機関の中に西ドイツを包摂することによってその力を制限しようという意図 防衛に貢献することができるようになるが、西ドイツ軍はEDCという超国家機関の一部としてのみ活動できる この二つの課題を同時に解決可能とする妙案がこのEDC構想だった。つまり、 西ドイツは再軍備して西側の

ばれたダンケルク条約はドイツの脅威に備えた両国の軍事同盟だった。

ツの潜在的脅威をどのように封じ込めて行くのかという問題も同様に深刻な課題であった。四七年に英仏間で結

があった。

を決めた後には、 仏三国外相会議で合意が成立、五二年五月EDC条約は加盟六カ国政府間で調印された。アメリカはEDC支持 でいた。しかし、 この意図にアメリカは不満であった。アメリカは再軍備した西ドイツ軍がNATO軍に編入されることを望ん 在欧米軍の減少を望む立場からEDCを積極的に支援した。 アメリカは当時の冷戦が厳しさを増す状況において西欧に譲歩せざるを得ず、五一年九月米英

家機関であることを明記していないことを取り上げて、その違いについて詳細に論じている。つまり、 いて辰巳は浩瀚なその著作 有する欧州防衛共同体を組織する」と規定しており、「超国家的欧州機構」として位置づけている。この点につ EDC条約はその第一条で、「締約国は共同の機関、 (『EUの外交・安全保障政策』、注 共同の軍隊および共同の財政からなる、 $\widehat{\underbrace{1}}$ の中で、 ECSCと比較してECSCが超国 超国家的性格を 両機関は

盟

W E U

の改組拡大(拡大ブリュッセル条約)を通してWEUの一員となり、

周知のようにイーデン英外相の提案によって西ドイツはイタリアとともに西欧同

Ε

DC構想が挫折した結果、

間協力機構であった。 時にあった。 同 だ時期に冷戦の状況を反映していたという点においていくつかの類似点を指摘することができるが、 またEDCの機関としては、 理事会の権限事項はあきらかにECSCの場合よりも多かった。 加盟国代表によって構成される理事会が決定機関であり、 日常的な運営機関として これ 違 いも同 は政府

は総本部が置かれていた。

この時点ですでに、 よって葬り去られたのである。 対二六四票 せていた。 しかし、 それにもかかわらず、フランス国民議会は同条約批准に関する討議打ち切り決議を賛成三一九票、反 周知のように、 (棄権一二票)で承認した。フランス首相によって提案された同構想は、 西独議会は同条約批准法案を可決しており、 このEDC条約の批准は、五三年八月三一日フランス国民議会で実質的に拒否された。 ベルギー・オランダの下院も批准法案を通過さ 提案国フランス自らの手に

緊張緩和状態が一時的に出現したことも、 させる立場をとったこと、EDCは西ドイツの軍事的主権を制約するものだが、 も強かった。 後退し、反対派のドゴール派が伸張してきたことや社会党の対立)、とくにフランス国内では逆説的だが、 信)、イギリスの不加盟などがその理由だった。スターリンの死去によってヨーロッパで「雪解け」と呼ばれる 自身の主権も制約されるという懸念、 アメリカの支援によるものであり、 フランスが同条約批准を拒否した理由としては、 加えて、 民主的規制のために設立される欧州政治共同体(EPC) 対米協調外交の一環として位置づけられる傾向が強く、 独仏関係の動揺 西側防衛努力に歯止めをかけることに影響した。 フランス国内政治の変化 (再軍備による西ドイツの軍事・政治的復権に対する懸念と不 (政権が不安定で、 の設立をむしろフランスは優先 超国家機関であるためフランス その立場からの反 EDC支持勢力が EDCが

337

このプロセスを経て西ドイツは

月二日に発表され、

第二次プランは六二年一月に発表された。

後のことであった。このイーデンの提案はすでに五二年三月、 主権を回復、 西側 の 一 員としてNATOに加盟することになる。 英米の協力を前提とする大西洋共同体構想 これはフランスの条約批准拒否の わずか二カ月 (イ)

デン・プラン)に見られていた。 その後の政治統合に関する提案としてはフーシェ・プランがあった。これは五九年からドゴール

第二次条約案」というフーシェ・プランⅠ・Ⅱの二つの提案を意味する。 デナウアー西独首相との友好関係を前提にした賜物だった。このプランは正式には 第一次フーシェ・プランは六一年一一 「政治同盟のため 仏大統領とア

た。 通 0) に参加した加盟国を拘束するが、欠席または棄権した国は拘束から免れる。理事会に対して勧告権限を持ち、 家元首または政府首脳レベルと外相レベルの二種類の理事会が置かれ、全会一致で決定を行う。 の欧州共同体との共通機関である欧州議会、 自由主義諸国による安全保障の確保を強調した。 防衛政策については、「他の自由主義諸国との協力」を掲げることによってNATO主導ではなく、 緊密協力、 第一次プランは 人権・ 「諸国家の同盟」の設立を宣言し、共通外交政策の採択の実現、 基本的自由と民主主義の擁護への寄与、共通防衛政策の採択などを標榜していた。 外務省上級職員によって構成される欧州政治委員会が予定されてい 経済領域での協力はあえて謳われなかった。 科学・文化領域での この決定は採択 組織的には、 Ξ とくに共 加盟国 1 口 他 玉 ッ 間

案された。先の「他の自由主義諸国との協力」という表現は、「NATOの強化に寄与」と書き改められ、すべ ての加盟国 その後このプランは、 の承認を得られるはずであった。 加盟予定諸国によって協議が重ねられ、 六二年一月に第二次フーシェ・プランとして提

ドゴール大統領はフランス側の主張を通す構えを見せ、この提案の修正を命じた。

修正案では大西

ところが、

338

場合欧州政治協力を指す)

の方向性を明確に打ち出した。

議会の権限は弱められた。また仏独枢軸による統合支配に対する反発は強く、 中心の構想であることは明らかであった。 洋同盟(NATO)への言及が除去され、 はフランスの主権主義によって再び閉ざされたのであった。 スが加わることを強く望んだが、イギリスは本気でそれに応じる姿勢を示さなかった。こうして、 の姿勢が明白となったのである。この修正された第二次フーシェ・プランでは、 ーマ条約の構造を尊重する」という表現も除去され、 理事会には経済分野を含む政策の調和と統一の権限が与えられ 経済部門が同盟の目標の一つとして再び導入された。「パリおよび NATO=アメリカへの反発と超国家的機関に対する拒絶 スパーク・ベルギー外相はイギリ 理事会の権限は拡大され、 政治統合の道 独仏

2 欧州政治協力(EPC)の出発

州 脳会議は「完成・深化・拡大」をその後のテーマとしてクローズアップさせたが、 首相主導の委員会(ウェルナー委員会)による通貨統合・経済通貨同盟 、政治協力(EPC、前記欧州政治共同体=EPCとは異なる。 政 治統合は六○年代末に新たな展開を迎えることになる。 周知のように、 以下でEPCという略称を用いる際、 E M U 六九年一二月に開催されたハ の提案とともに、 ウェルナー・ルクセンブルク 特に断りがない 政治統 ーグ首 П 欧

について研究するための加盟国外務省政務局長レベルの委員会が設立されることになり 局長ダヴィニヨン)、七〇年七月末までに報告書が提出されることになった。 ポンピドー仏大統領は、 ハーグ首脳会議で定期的な外相会議開催を提案したが、 これを受けて政治統合の発展 (委員長はベルギー

第二次報告(コペンハーゲン報告) これに基づいて同年一○月にEPC第一次報告=ルクセンブルク報告(ダヴィニヨン報告)、 が提出された。それらの報告書を通して、 定期的な首脳会議の代わりに、 さらに七三年七月 定

よって構成される政治委員会などの設置が定められた。 期的に (年に四回 開催される外相会議の設立、 EPC運営委員会としての任務を与えられた外務省政務局

けてフランスがEECの独自の財源確保と欧州議会の権限強化をめぐって「空位政策」をとり、 交政策の調整」に集中すべきことを提言した。このように、政治協力の意思を強く示したのであるが、それは する意見調和のためのメカニズム」を構築し、「欧州が政治的使命をもつことを全世界に周知させる」ため、「外 うに」共同の政治行動を模索することの重要性を指摘した。そのために「政治協力」を強化し、「国際問題に関 |共通外交政策||そのものの提案ではなかった。先に触れたフーシェ・プランの失敗、さらに六五―六六年にか EPCは ハーグ共同声明の精神に基づいて政治同盟の意思を表明し、 「欧州がひとつの声で話すときがくるよ EECが空転し

た苦い経験に照らして、「政府間協力」のレベルにとどまったのである。

EFTAと北アメリカ、 岐にわたっている。その一方で、EPCが関与しなかった問題は、北アイルランド、西ベルリン、マグレブ諸国 リズム、反アパルトヘイト・開発途上国での欧州の役割、ソ連のアフガニスタン侵略、 ATOを区別するという解釈)などに関する諸問題だった。 EPCで扱われた問題領域は全欧安保協力会議(CSCE)、ユーロ・アラブ対話、 フォークランド紛争、ナミビア・ザンビア・ジンバブエなどの独立問題、バングラディシュ国家承認など多 ポーランド問題、 イラン・イラク戦争、テヘラン・アメリカ大使館人質事件、ASEANとの政治関係の改 国連安保理事国としての英仏の立場、 海洋法、ユネスコ、安全保障・防衛 ベトナムのカンボジア侵 中東・地中海 (EPCEN 蕳 テロ

ド紛争にともなうアルゼンチン経済制裁、 EPCは、 一九七○年代にはCSCEやユーロ=アラブ対話で、 八二年のポーランド危機においてソ連からの輸入制限 八六年からの南アフリカ経済制裁などがあった。 シビリアンの準備会合や調整グループの設立 (ギリシャは不参加)、 同年フォークラン

かけを取るようになった。

欧州議定書第三〇条は、

締約国の

「欧州の安全保障問題に関する緊密な協力」を強調し、

それが

「対外政

交安全保障面での共通政策の必要性が指摘された。 ンボ提案(八一年発表。 的なECの力 告(八一年一〇月発表。 発したアフガン危機を境にEPCの安全保障面での協議や共同防衛政策の必要性が改めて認識され、 共通外交・安全保障・防衛政策などが提唱されたが、十分に考慮されることなく葬られた。さらに七九年末に勃 するオランダ政府の諮問要請への回答、 かし、 政治統合のプロセスは急に加速化することはなかった。「シュピレンバーグ報告」(政治統合推進に関 (外交力) が認識された証拠となるもの。 政治協力が全加盟国の外交政策における中心的要素に発展したことを確認。それは域外から対外 EPCを防衛問題まで拡大することを企図した提案)、八五年ドゥーグ報告に、こうした外 一九七五年)、「チンデマス(ベルギー首相)報告」(一九七五年一二月)など 安全保障の領域に言及した初めての報告)やゲンシャー ロンドン報 コロ

備のための政治協力条約の起草がEPC政治委員会に対して指示された。 議定書の草案を交渉するための政府代表会議の招集を提案し、翌年にはそれを受けて共通外交安全保障政策の 会による報告は、 とくに、八四年パリ郊外フォンテンブローで行われた欧州理事会で機構改革のために設置されたドゥー EPC法制化への大きな画期となった。 この報告は、 初めてのローマ条約改正である単 グ委員 欧州

記した。EPCは が定められ、 七年に発効した単一欧州議定書は、 EPCは協議・ 種の 「紳士協定」から法的拘束力をもつようになったのである。 調整機構となった。その意味では、ECとEPCは二つに区分された組織という見 加盟国間の外交面での共通行動を目標として発足したEPCを条文に銘 そして、 常設事務局

内での安全保障分野での協力を強く訴えていた。 策事項における欧州 の 体性 の発展に寄与する」と明記した。そして、 西欧同盟 (WEU) またはNATOの

二 冷戦の終結と政治統合の発展

1 欧州政治協力 (EPC) から共通外交安全保障政策 (CFSP) ^

同 年一一月多国籍軍の出動以後翌年二月の戦争終了までEC各国の対応は必ずしも一致しなかったため、 \exists 1 .年二月の共通外交・安全保障政策に関するイタリアの提案、 は大きな影響力を与えることができなかった。 政 九九二年に調印されたEU条約(マーストリヒト条約)によってEPCは共通外交安全保障政策 ロッパ統合に活用することを提唱していた。これ以後政治統合への動きは本格化していった。 治統合に向けた新たなステップとなったのは、冷戦の終結後の九○年八月に勃発した湾岸危機であった。 ヨーロッパ統合にとって共同防衛の重要性は一層明瞭となった。 政治統合推進を主張した独仏声明は共にWEUを (CFSP) 1 口 同 ッ

ある。 組織体に生まれ変わった。 に発展的に解消した。EUはECSC・EEC・EURATOMの三共同体による法人格を有する第 CFSPを第二の柱として、司法・内務協力(CJHA)を第三の柱とする、三つの柱による神殿構造の 第二の柱と第三の柱は法人格をもたず、決定に拘束力のない政府間協力(IGC)で 一の柱に加

備管理 ル の安全保障の強化、 を促進するための欧州の独自性を表明した。 ツェゴヴィナに対する人道的支援、 CFSPはその規定の前文で、 兵器分野での産業・技術協力、 軍 縮交渉 信頼 ③民主主義、 醸成装置、 法の支配、 将来の共同防衛を構想し、 第三国への軍事技術の移転および武器輸出の管理、 人道的 モスタル 介入措置への ①EUの共通価値、 人権および基本的自由の尊重の発展と確立を目的とした。 (ボスニアのクロアチア人居住区) 参加を共同行動の範囲とした。 欧州および世界における平和、 基本的利益、 独立の保護、 管理、 たとえば、 核兵器の不拡散問題、 ロシア連邦議会選挙 ②EUおよび加盟国 安全保障および ボスニア=ヘ 具体的

EU条約が成立した直後、

定などが初期の頃の活動である 九九三年一二月)に対する監視団派遣、 南ア共和国の選挙と監視、 欧州安定条約締結、 中東和平に対する支援決

だった。 ルト三国と東欧六カ国を対象にして国境や少数民族などにかかわる顕在化していない紛争を未然に防ぎ、 九九五年三月にOSCE EU条約はCFSPの五項目の共同行動の一つとして (欧州安保機構)パリ会議で採択された欧州安定条約は、 「欧州の安定」を掲げているが、 C F S P の 最 初 の この条約は、 E U 成功例 加

盟

の準備を促すことを目的とした。

4 動や共通の立場とその実施決定には加重特定多数決が用いられ、 するCFSP上級代表を新設し、 「ペータースベルク任務」をEUの政策領域に組み入れることなどが決まった。 九九七年アムステルダム条約では、①政策決定策定・準備・実施や第三国と政治対話にあたることを任務と ②モニター・分析を目的とする政策企画 「建設的棄権」 ・早期警戒ユニットの新設、 0) 新設による決定の促進化 ③共通行

2(共通防衛政策への過渡的プロセス――米欧関係の調整と任務――

当時のドロール欧州委員会委員長は、

真の政治統合は共通防衛政策が成立したあと

で初めて実現するという感慨を述べていた。その意味では、 たことでもあった。 防衛政策が本格的に議論されることは早晩予想され

0) および防衛政策と両立する」こと (J-4条第四項)、 要なテーマであった。EU条約で、 発展 そして、その基盤として西欧同盟 (J-4条第五項)を提唱すると定められていた。さらに、 EUの安全保障・防衛政策は「NATOの枠内で確立される共通の安全保障 (WEU)およびNATO をどのように位置づけていくのかということが さらにWEUおよびNATOの枠組みにおける緊密な協力 同条約の付属議定書 「西欧同盟に関する宣言

13 同趣旨の内容が確認され、 おいてEU・ WEU関係とWEU・ WEUを「EUの防衛上の構成要素」と位置付け、 NATO関係が規定されている。 前者については、 防衛に関わる決定・行動の検討と 上記のJ-4条二項と

障政策の防衛面を形成することにおいて同盟(EU)を支持する」(アムステルダム条約政府間会議より採択された な制度的関係を促進」し、WEUを「利用する」と改められた。そして、WEUは「欧州同盟の共通外交安全保 さらに九七年六月に合意したアムステルダム条約(九九年五月発効)では、EUは「WEUとのいっそう緊密

最終議定書付属文書)とされたのである。

Uの役割強化と安全保障に関するヨーロッパの主体性と防衛上の役割の進展を確認した。しかし、他方で在欧米 主張された。 の安全保障体制確立を直接問題とすることは避け、 として英仏の独自の核戦力とアメリカの核戦力は維持されることになった。アメリカの影響力を退けた欧州独自 軍・加軍、およびアメリカの核戦力はヨーロッパの安全保障にとって不可欠であることも認識され、「究極の保障」 の宣言(ローマ宣言)は、 規定していくかということはひとつの大きな課題でもあった。 方で、冷戦後NATOの側も自立的志向を強めるヨーロッパの軍事同盟であるWEUとの関係をどのように 危機管理型の即時・緊急展開軍を重視した「新戦略概念」を打ち出した一方で、 西欧の主体性=「欧州の柱」とアメリカのコミットの 九一年一一月のローマにおけるNATO首脳会議 両立が

T であった。 での構成要素であることとNATOの欧州の柱であること、「強化された欧州の安全保障・防衛の一体性とNA WEUの方も九一年一二月 0) 間の必要な透明性・相互補完性」 すなわち、 欧州政治統合の防衛面の主体的役割をWEUに委ねようとする独仏 Ó 閣僚会議では、 が確認された。これは、 先のEU条約とその付属文書と同じく、 WEUにとって内部対立の妥協の産物のひとつ WEUがEUの (一九九一年一〇月) 防 面

(いわゆるペータースベル

的役割についての合意が形成されていったのである。 両 国は 「大西洋派」 独仏欧州軍団の創設に合意) とこれに対してNATOを中心にした欧州防衛を主張する英蘭の対立、「欧州」 の暫時的和解でもあった。こうして、 この時期にWEUのEU政治統合と欧州防衛のための主体 派

ブリュッセルへの移転 総長会議 置 (九二年一○月実施)、 織整備 装備面の協力、 手段の面では、 (九三年一月移転) などが予定された。 NATOの補完(特に兵站・輸送・訓練・ WEU安全保障研究所の欧州安全保障・ 九一年一二月の閣僚理事会が大きな契機となった。 戦略偵察などでの緊密な軍事協力)、 防衛アカデミーへの発展、 計画策定室 (planning cell) 理事会・事務局 WEU参謀 の 設

紛争地 どがその 含む戦闘の任務が与えられた。九〇年八月の湾岸地域派兵、 ドンからブリュッセルへの移転が決定した。 はその新たな任務の拡大という点から重要であった。この宣言では、 九 「共同防衛」に加えて、 年末の頃からのこうした大きな変化と並んで、 への派遣、 種 の任務にあたる (2)同年一〇月に軍事専門家による軍事策定部を創設、 (1)人道的使命と自国民の救助活動、 欧州連合の防衛部門を担うことが明確に示されたが、 ク任務)。 九二年六月のボン郊外ペ 九二年一〇月のアドリア海国際水域へ (2)平和維持任務、 (1)WEU軍のNATO域外を含めた欧 (3)九三年一月までにWEU事 1 ター (3) 危機管理のため スベ ル ク閣僚理事会の宣 の海軍 同時に、 0 平 務局 和復 派 の 従来 州 遺な 旧 口

また N として欧州統 た。さらに、 九三年一一月にはFAWEU 軍事的自立が高められると同時にアメリカのコミットも保証されることになった。 A T O **)だけでなくWEUも運用しうるCJTF** 九四年一月のブリュッセルNATO首脳会議では、 合軍 Eurocorps (独仏白西)・ (九三年六月WEUローマ首脳会議で創設決定。 英蘭水陸両用軍・ (共同統合任務部隊) 中 -欧多国第 NATOのアセットをWEUが使用できること 籍師団 の設立構想につい (英蘭独白) Force Answerable to WEU、差出し戦力 同年一一月のノールトヴ の三つの部隊 て合意した。 が 創設され

U

の

ァイク閣僚理事会では欧州共通防衛政策(CEDP)が採択された。

Center) ' するため緊急展開欧州軍 ち上げることを決定した。また、 ペイン)の衛生センターを常設機関として発足させ、アメリカ情報に依存する現状を改めて独自の偵察衛星を打 メカニズムとして理事会を支援するための政治・軍事グループ(Politico-Military Group)、状況分析センター(Situation 九 五年五月のリスボン外相・国防相閣僚理事会はWEUの運用面での大きな発展がみられた。新たな意思決定 計画策定室情報部門(Intelligence section)の設置を定めた。これまで試験的に使用してきたトレホン (陸上部隊、 仏・西・伊・葡はイスラム原理主義集団のテロ活動と地中海地域の危機に対応 EUROFOR)と欧州海洋軍(海上部隊、 EUROMARFOR) という陸

Or-97)」で稼動を開始した。 らであった。EUROMARFORは九七年五月―六月にトゥーロンで行なわれた演習「金の島々九七(ミン OFORは四個師団から成る多国籍軍で司令部は九六年一一月から機能し、 EUROFORとEUROMARFORは欧州統合軍やNATO緊急展開軍ARRCの下に活動する。 実戦配置についたのは九八年六月か E U R

海の二つの合同軍を創設する協定が調印された。

Uに対するNATO兵力・装備・指揮系統などの提供、②NATOの協力を得たWEU主導の共同統合任務部隊 任務を定めた。 (CJTF) の承認、 |方NATOは従来の共同防衛に加えて人道的救援活動・平和維持活動・危機管理のための戦闘という新たな 九四年NATOブリュッセル首脳会議では、 ③NATOにおける欧州の主体性としてのESDI ①アメリカ抜きの西欧諸国によるPKO活動 (欧州安全保障防衛アイデンティティー)、 W E

に発展した。 ESD Iの方式は、 ESDIとして、WEU軍事行動のためにNATOアセットと能力が使用可能になった(「ベルリン・ 九六年六月NATOベルリン外相会議で承認され、 九七年七月マドリー F 首脳会議でさら

(平和のためのパートナーシップ)などで合意し、米欧協力のための妥協が成立した。

口

ッパ司令部緊急対応軍

る演習を実施している。

定がその任務である。 の司令官として「二重の帽子(double-hat、ヨーロッパの活動の代表というもうひとつの帽子)」をかぶせることを承 首脳会議では、 このCJTFコンセプトは上記のNATOベルリン会議で完成された。 C2システム、コミュニケーションシステムなど特殊なアセットをCJTFの枠組みで利用できることになった。 CJTFに関してはブリュッセル会議で、 WEUとNATOの間の協力およびCJTFを含むと予想される欧州によるWEU作戦のための計画策 NATO欧州最高副司令官(Deputy SACEUR、つねにヨーロッパ人)をヨーロッパだけの作戦活動 WEUがNATOの切り離し可能な兵力、 九六年九月ベルゲンでのNATO非公式 司令官機構、 兵站、 集団

プラス」と称される)。

州 **UがNATOの資源やアセットを使用するWEU主導型の机上演習である。さらに、** けてWEU主導のNATOとの合同演習も実現した。この演習はペータースベルク任務の検証 習としては、 ル ク任務の遂行、 0 九七年一一月WEUエル 平和維持部隊 れらの兵力よりも有効な機能を既に実証しているのはKFORでも活動を展開したARRC CRISEX 95-96, 危機管理、 (KFOR) フルト閣僚会議ではWEU軍事委員会の設立が決定した。この委員会はペーター FAWEU管理、 の指揮司令部がNATOからEU傘下の欧州統合軍に移った。 CRISEX9、CRISEX9が行なわれ、二○○○年二月から三月にか CJTFの運用などのアドバイスを行なう。 〇一年四 W E U 月にはコソボ自治 を目的としてWE N A T O の危機管理演 ・スベ Ĕ

ARRCの指揮は英国が常時とり、 九八年六月には Able Condor と呼ばれ

ATO首脳会議で創設が決定された。

Allied Command Europe Rapide Reaction Corps)

である。

これは一九九

年

月

口 1 マ

の N

多国籍軍が形成された。

3 欧州多国籍軍編成の試行錯誤

として統括するヨーロッパ各国による多国籍軍が重要な役割を果たすことが予想されたが、九○年代には様々な 動的かつ不明瞭であった。この点に関しては、 欧 州 |共通防衛政策の担い手となる実質的母体は共通防衛政策そのものが明確な方向性をもてなかったため、 独仏を中心とする欧州統合軍、 またWEUが差出軍 (FAWEU) 流

欧州 軍団 陸 玉 TO主力防衛部隊の一部、 欧州軍団直轄)、ギリシャ・サイプラス部隊、 阿用 日 籍 師 常設部隊として、八八年独仏条約に基づいて設置された独仏合同旅団 海 (Eurocorps FAWEU' 部隊、 上部隊 团 M N D 白・ポーランド合同運用空軍などがある。 (EUROMAFOR)、南欧多国籍師団、 航空群 九三年一月創設、 四万人、九五年発足)、独・デンマーク合同軍団(*) (Air Group) 協定だけの機構としては独米軍団・欧州緊急作戦部隊 九五年実戦活動、六万人、参謀本部ストラスブール)、第一独蘭軍団 欧州共通安全保障政策の要であり、 英蘭水陸両用部隊 (八九年創設、 (LANDJUT, (UNKLAF, 指令部など一部常設である欧州 九一年実践配備、五三〇〇名 一九七三年)、 一九六二年)、中欧多 (EUROFOR) 西伊水 Ñ A

伊 が 四 隊 目的とする蘭白海軍協力協定が締結され、 [年一一月には英仏欧州空軍 加わり、 その後、 (DATF:Deployable Air Task Force)を設立した(ルクセンブルク軍の保護を受けた蘭白空軍アセットの利用)。 両用 部隊 九〇年代後半に幾つかの小さな部隊が編成された。 名称が欧州空軍グループ(Euro-Air Group)と簡単になった。 SIAF) を編成した。 (Franco-British Euro-Air Group)が創設されたが、 同年九月には危機管理対応目的のベネルクス三国展開可能空軍任務部 九六年二月には作戦・物品・兵站 九七年一月にはイタリアとスペインが西 九八年一月には、 これにイタリア 訓 練 の協力を 九

その他にも、

北欧共同兵站軍

(Nordic Common Logistics Battalion)

バ

ルチック軍、

ポーランド

ウクライナ軍

348

る事

前

0

決定が必要とされる。

イナ・ ŕ スロベニア・ アニア モルドヴァ・ ポ i ランド ハンガリー ブルガリアなどそれぞれとの二国合同軍、 軍 -陸軍、 南東欧多国籍旅団などの多国籍軍が平和維持機能 欧州多国籍海軍、 黒海海軍協力任務部隊、 米独空軍防衛部隊、 ルー のために展開した。 リトアニア・ポーランド マニアとポーランド・ また、 イ ウクラ ・タリ

ルギー・

ポルトガル投入空軍など多くの多国籍軍が計画された。

という任務をもつ。 首脳会談 として他のWEU諸国の軍事力を併せた欧州統合軍 設された独仏合同旅団 参加した。 は 共同提案した。さらに九一年一○月には、すでに述べたが、 (a) 西欧の主体的防衛」の姿勢はより実践的な軍事機構の面では八八年一月の独仏条約二五周年記念の会合で創 NATOとWEUの枠内での欧州防衛、 (ラ・ 九四年にはスペイン・ ロッシェル)では、この欧州統合軍を設置する協定に両国は調印した。 この統合軍には、 の構想に遡るが、ベルリンの壁崩壊以後、 ルクセンブル 九三年二月にスペイン軍の連絡将校が派遣され、 b国際紛争への 平和維持 ルクが加っ (Eurocorps) わ た。 た。 独仏軍事協力を拡大・強化し、 創設の提案を行なった。 九〇年四月に独仏はいち早くECの政治統合を 回復のための派兵、 合意文によると、 同年六月にはベルギ 九二年五 独仏合同旅団を基礎 (c) 国際的 月 0 人道的 独 統合軍 仏定例 活動 が

E U Τ 予防行動としての緊急展開部隊 Ń 〇条約第五条に定められた加盟国領土における同盟国の共同防衛に加えて、 0 Ř A T 州統合軍とNATOとの関係については、 O 他 との Ō 0) 適切 の新たな使命を目的とした。 間で最初の協定が調印された。 な部 隊に所 属する。 !の二つの措置による活動がある。 第五条以外の国連やCSCEの下での作戦のためにはNATO理事会におけ 前者については、 その趣旨はNATOに対する透明性を確認することであった。 九三年一月各国参謀長とNATO欧州連合軍最高司令部 加盟国 この緊急展開部隊は、 の領土保全のため 平和維持軍または人道的作戦など の主要防衛力の SACEURない 行使と防衛 i N S A C N A

一 ESDP(欧州共通防衛政策)の発品

ESDPの始動

1

来のNATO中心の姿勢を修正し、 必要性が痛感されていたにもかかわらず共通防衛政策はなかなか具体的な進展を見なかったが、 欧州の主体的防衛へと歩み寄ったことは大きな転機となった。 イギリスが従

独自の安保機構を構築することに合意し、「欧州防衛に関する英仏政府共同声明」を発表した。この声明で、

九九八年一二月フランス北部ブルターニュ地方の港町サンマロで行なわれた第二一回英仏首脳会議は、

E U

両

が深刻化したことなどがあった。ブレア首相が半ば誇らしげに述べたようにまさしく「歴史的事件」だった 響力が低下していること、 するための信頼できる軍事力に支えられたEUの自律的行動能力の準備などで合意をみたのである. 国政府は、 このイギリスの転換の背景には、①九九年一月からの通貨統合第一陣に英国が不参加であるため、 ①EUの枠組みにおけるCFSPの早急な実現、共通防衛政策の枠組みの発展、 (2)アメリカ議会が地域紛争介入に消極的で、 コソボ紛争でも欧州の対応が遅れ (2)国際的危機に対応 欧州での影 事態

能をEUへ「包含させる」)ことで同意したことは共通安保防衛政策への大きな一歩を印象付けた(実際には事務局 交安全保障政策 シンキ欧州理事会で最終決定した内容を準備した。とくに、EUの対外交渉責任者=EUの外相にあたる共通外 の 英仏合意の内容は九九年五月の独仏会談でも承認され、さらに同年六月のケルン欧州理事会は同年一二月 唯一 軍 事機構である西欧同盟 (CFSP)の上級代表を創設し、ソラナ前NATO事務総長が就任したこと、さらにヨー (WEU) が二〇〇〇年末までにEU の防衛機構に統合される W E U 口 ヘル の機 ッ

ギリスでは欧州共通防衛政策へのイギリスの貢献を強調して「ブレア・イニシアティブ」と呼ばれる)。

非軍事的危機管理メカニズムの構築などであった。

②欧州共通安全保障防衛政策 決定される(いずれも二〇〇一年三月発足)、③EUとNATOの間で協議・協力・透明性のための手続き・措置 全保障委員会、 ケルン欧州理事会のヘッドラインにしたがって、①EU加盟諸国は協力して、六○日以内に展開可能で、 軍事行動をとれることになった。これはEUによる欧州軍創立を必ずしも意味するわけではない。 して歴史に名前を残すことになった。EUはNATOが関与しない領域での国際危機に対応するためEU主導の 九九年一二月ヘルシンキでの欧州理事会はそうした統合の上昇気運をより現実的な形で示した大きな画 年間の軍事行動が継続可能な五―六万人規模の部隊を二〇〇三年までに創設する(ヘッドラインゴール)、 ④EUの決定の自律性を維持した上で非EU加盟でNATO加盟国の軍事的危機管理活動への参加、 参謀幕僚レベルの構成員による暫定軍事委員会、軍事専門家委員会という三つの委員会の発足が (CESDP)を発展させるため、 加盟国のEU大使レベルで構成される政治・安 それに先立つ (5)

などを残しながら形式的には存続)。

を含めた世界全体に広がること、創設時期を当初予定の二〇〇三年末よりも早く二〇〇三年六月までに前倒しす を柱とする中間報告が了承された。そこでは、 一○○○年春のリスボン欧州理事会ではこの政治統合問題は中心課題とはならなかったが、 非軍事的危機管理に備えて「文民危機管理委員会」の創設も検討された。 緊急部隊の展開範囲が欧州域内やその周辺にとどまらず、 緊急展開部隊創設

者はEU安全保障研究所に改名した。 決めが定められた欧州安保防衛に関する議長声明が発表された。そして先の三委員会が常設機構化され、 の主要任務組織はEUに移管した(情報収集施設としての衛星センターとパリの安全保障研究所なども所属変更、 二○○○年一二月ニース理事会では、危機管理のための兵力・装備・運用メカニズムなどを含む具体的 しかしWEU機構そのものは形骸化しつつも事務局などは残っている)。 「欧州 W E U な取り

強い意向にも押されて二〇〇二年中に共通政策実施の準備が整うように目標日程は前倒しされた。 合軍」や独仏合同旅団など欧州の多国籍軍の運用などに関する実質的協議の開始などについても決められた。 さらに二○○一年九月のアメリカの同時多発テロ事件の影響を受けた同年末、ラーケン欧州理事会では英国

用性、 ない。 2003」においては、 後 する言葉が出てくる。 (の地域紛争に対してできるだけ機能的で効率的な危機管理・紛争予防の手段を提供することが目的なのである。 二○○四年六月の欧州理事会では、新たな能力強化を目的として「ヘッドラインゴール(HG)2010」 Uが独自の部隊を編成するというと、EUの軍隊が設立されると理解される向きがあるが、そういう話では 展開力、 EU関係の文書やソラナはじめEU機関の担当者の発言にはことあるごとにEU独自の軍事力創設を否定 テロや大量破壊兵器などの新たな脅威に対抗するためのものであることが意識されていた。「HG 持続力、 数的な次元の能力強化の必要性に重点が置かれてきたが、「HG 2010」では、 EUの共通安保政策とはあくまでも危機管理のための緊急展開部隊を意味する。 相互運用性の改善など、 より質的な次元に焦点が絞られるようになった。 兵力の有効活 冷戦終結 が採択

2 軍事的危機管理としてのESDD

初めての域外平和維持活動(「アルテミス」)、二〇〇四年一二月に開始されたボスニア・ヘルツェゴビナでのデイ が適用されたEUとしての初めての軍事作戦(マケドニアにおいてNATOの平和維持活動任務をEUが引き継いだ トン合意の実施と同地の長期的安定のための軍事作戦(「アルテア」)の三つの例がある。 「コンコルディア」軍事作戦)、コンゴ北東部での難民収容所と付近の空港の安全確保を目的とした、EUとしては とくに、二〇〇三年六月一五日から実施された、コンゴ民主共和国でのEU初のEU域外作戦 二○○三年から二○○四年に軍事作戦行動は一部実現した。「ベルリン・プラス」(NATOの装備をEUが使用) (アルテミス)

という形式が取られた。 役割を果たしたが、 動した。アルテミス作戦は、 N U C はきわめて重要だった。コンゴ民主共和国には、 を実施した(一五〇〇人規模)。 が展開していたが、 EUの政治安全保障委員会(PSC)の政治的コントロ 治安状況の急激な悪化のため国連安保理の要請により、 実質的には EUの理事会は、 「枠組み国家」であるフランスが、 安保理決議一 既に国連のPKO部隊 四八四に基づき、二〇〇三年六月に共通行動を発 (国連コンゴ民主共和国ミッショ 1 作戦計画やその実施にお ルや戦略面での指揮下に置かれ E U は、 軍事的な緊急 て主要な ヾ 展開 M 0

関係 ため、 さらに制度面でも、 ループ」を創設するに至った。 れを機に、 7 の協力枠組みの ルテミス作戦が、 能 軍事的 力面では、 発展の礎を築くことになった。 な危機管理の分野におけるEUと国連間 アルテミス作戦は、 EUと国連の危機管理分野の協力において、 E U は 同構想は、 より短期間のうちに遠方に展開が可能である小規模な機動力部 「合同宣言」(二〇〇三年九月) 国連委任の下で、 アフリカの緊急事態に対応することを想定してい !の協力を一層促すものとして期待が集まっ 画期的な突破口となったのは確かである。 の調印への足掛かりとなり、 隊、 E U と 国 バ てい ١ ル る グ

だった。 7 アルテミスが ルテミス作戦は、 欧州 域 外 o) 移行 EU最初の軍事作戦であること、 初めての (transition) 「自律的な」(NATOの関与しない) モデル」として機能したこと、 EUと国連間 の協力が適用された最初 などが特徴であった。 EU主導の作戦であり、 0) 緊急展開作 軍事作戦であ

日独・ 構想が発表され 二〇〇二年以後イラク戦争をめぐる議論の中でヨー ・ベルギー た。 それは、 ルクセンブル N A T O クの四カ国首脳会談 の軍事手段や施設へ (ブリュッセル)でESDU の Ŕ 依存から脱却するため、 の軍事的脆弱性が露呈したが、 Е (欧州安保防衛 Ū 独自 二〇〇三年四 0 作 戦 同 計 圃 能 0 創設 力

Ü

ッ

指揮

系統の能力を所有する必要があるという立場から、

Ĺ

ッ

セ

NATOから独立した軍事総司令部機構をブリ

郊外のテルビューレンに設置するという提案だった。

含めた作戦任務を遂行することが想定されている。二〇〇七年以降、バトル・グループを、 練され装備の整えられた一五〇〇人程度の小規模な機動力部隊を、一五日以内に戦闘地域に展開し、 いう結果に終わった。したがって、英仏独の主要三カ国は、二○○四年二月、その代替構想として「欧州戦闘部 系統を所有しようとした野心的な試みであった。しかし、大西洋主義派の英米の反対にあって実質的に骨抜きに (バトル・グループ)」構想を提案した。 結局NATO内の枠組みの中で、つまりNATOと関係維持を前提としてその能力の保持が認められると)欧州安全保障防衛同盟(ESDU)は、欧州の自律的な能力の構築を目指し、独仏などがその独自の指揮 同年四月のEU国防相会議は、この提案を正式に承認した。 作戦遂行可能な状態 戦闘行為を 高度に訓

3 文民的危機管理へ傾斜するEU

(Full Operational Capability) にすることが決定した。同年末には欧州兵器調達庁(EDA)も発足した。

民的危機管理の発展の方向が定められた。ここで、文民活動として四つの部門、すなわち警察、法の支配、 年から「文民的(civilian)」の表現が定着して行った)。同年六月フェイラ(ポルトガル)欧州理事会でESDPの文 シンキ欧州理事会で合意された「非軍事(civilian)」部門の危機管理のメカニズムの構築に関して「非軍事的な 危機管理委員会」が創設されるなど、発展が見られた(当初「非軍事的」という表現が一般的であったが、二〇〇〇 かし実際にはESDPは文民危機管理に傾斜して行った。二〇〇〇年三月のリスボン欧州理事会では、 市民保護の強化を優先領域とすることが決定した。 ヘル

ム (多国間主義) ラク戦争をめぐる議論で米欧間に見られた対立の図式はユニラテラリズム の対立構図であった。 アメリカに対抗する方法がヨーロッパにとってマルチラテラリズムだと (単独主義) とマルチラテラリズ

その最低限度の力は必要である。その意味でしばしば指摘される点がヨーロッパ側の軍備の不足である。

イラク戦争をめぐる議論ではそのことが露呈した。

る。 報告〕』だった。こうして、EUはある程度の軍装備を要することを自覚すると同時に、その機能についてはヨ 保障政策)上級代表が発表した『より善い世界における安全なヨーロッパ――ヨーロッパ安全保障戦略 E | 1 ホッブズ的な」弱肉強食の世界に生きているアメリカの立場を本気で理解しようとはしないと厳しく論じた。 ロッパは戦闘への直接的な参加よりもその平和維持や復興支援に重きを置いたスタンスを模索し始めたのであ こうした批判に答えようとしたのが、二〇〇三年末のEU首脳会議において、ソラナCFSP(共通外交安全 アメリカネオコン〔ブッシュ政権中枢を占める新保守主義〕 ロッパは経済的に安定し、テロの脅威もない平和な「カント的な」世界に生きており、 世界の安全保障について本気で乗り出そうとしないヨーロッパ諸国の姿勢を無責任とされたのである。 のロバート・ケーガンは『ネオコンの論理』 テロ の脅威に怯えて 一 ソ ラ ナ 0) 一中で

び、 成していく《戦略文化》を発達させる必要がある」と説き、 の予防は早ければ早いほどよい。 域 組みの中で位置付けていくことの重要性を説いた。そして、テロリズム、大量破壊兵器の拡散、 なパートナー」の役割を果たすべきことが大切であるとともにヨーロッパの安保戦略をマルチラテラリズムの枠 《紛争、 この報告はEUが発表した初めての独自の安全保障戦略でもあった。ソラナは、 予防介入の可能性にも言及した。 組織犯罪など広範かつグローバルな範囲の脅威に備えて、「 予 防 外交」を強調した。 予防措置の領域は情報、警察、法律、軍事、その他のさまざまな分野にまで及 加えて、 報告は、 「早期の迅速な、そして必要な場合には強硬な介入を育 ヨーロッパの安全保障面での熱意・責任意識の向上 E Uが 「世界における戦 紛争予防と脅威 世界各地での地 略的

にまで言及した。

報告では一言も出てこないが、 メリカのユニラテラリズムを受け入れないことを明確にした。 ここに対抗と協力が並存する米欧関係の本質がある。アメリカのユニラテラリズムや一 国連中心の「マルチラテラリズム」という表現を用いることによって、 しかし、 同時にアメリカとの協力関係を維持し、 極支配という表現は本 E U は ア

グローバルな戦略的パートナーとして協力する意志も明確にしたのである。

育成任務、 られている。 向性である。 徴としており、 だった。 推進する非軍事的な国際安全保障貢献をより明確な形で示した、「文民危機管理(CCM)」を象徴的に示すも ヘルツェゴビナやFYROM(マケドニア)やコンゴ民主共和国での警察任務、 に専門的であり、 戦監視・武装解除のための軍事兵力と安全確保・人権監視・国際的な文民組織のプレゼンスを目的とする、 EUはさらにアメリカの大統領選挙に先立って新たな模索の道を提示した。二〇〇四年九月、 医師、 純粋な軍事組織ではなく、文民の比重を重んじた人道支援、実効的な警察力、広範な政治経済支援を特 パレスチナ警察支援の調整事務所、 純粋な軍事機構ではなく、文民活動を重んじた平和維持活動と軍事介入の間の中間的なものと考え 人道支援、 看護士などを含む)の派遣を含む「人間の安全保障」ドクトリンを発表した。これは、 先の予防外交やマルチラテラリズムを強調したソラナ報告の具体策として打ち出された新たな方 相互に綿密に調整され、統合された一万五千人規模の軍民組織 実効的な警察力、文民の危機管理、広範な政治経済支援を特徴としている。 西バルカンやアチェでの監視任務などがこれまでにもある。 グルジア・イラクでの法治国家 (警察、法律家、 E U 人権監視員、 近年EUが ボスニア・ は保護

括するESDP下のEUの安全保障文化の発展に寄与することが期待されている。 を承認しており、それに続いて、二〇〇四年八月の理事会では、ESDPにおけるEUの養成概念(the EU Training Concept in ESDP) が採択されている。このEUTCは、これらの一環として軍事・及び非軍事分野の両方を包

EUは、

二〇〇四年九月の理事会において、

ESDPにおけるEUの養成政策(the EU Training Policy in ESDP)

る。

これらに加えて、二○○四年一二月の欧州理事会では、

構成国は上記のチーム・要員のために五七九名の文民保護専門官と四四四五名の要員を準備す

モニタリングは文民ESDPの優先領域のひとつだ

③それぞれの危機の状態によって二日から一週間のうちに派遣可能な付属的ないし特殊な

要員を形成する。構は○○名の介入チーム、

EU憲兵部隊は、 部隊は、 的とした。 が決定した。 H の理事会 100四年九月一七日、 約九○○名の核となる部隊、 世界の危機地域に三〇日以内に展開可能な警察部隊 (GAERC, the General Affairs and External Relations Council) 治安(public security)および秩序 EUのみに限らず、 仏、 伊、 蘭、 さらに二一〇〇名の強化人員(reinforcements on standby) 国連、OSCE、 ポルトガル、 (public order)を保証し、緊急展開可能な能力を形成することを目 スペインの国防相の提案に基づき、二〇〇四年一一月二二 NATOにも利用可能であるとされている。 (a European military police force) でEU憲兵部隊 (EU Gendarmerie Force) から構成される。 である。 EU憲兵部 この警察

準備される。 ら七時 に展開可能な五六五名の要員を準備する。 ど六三一名の警察官を供出する。 察に対する信頼性の強化・復活を目指し、構成国はこの部門での危機管理活動のために検察官、 以上 (五七六一名) 警察の代行まであらゆる警察活動任務を実施する能力を備えることが目標とされた。 の文民的活動について検討された。第一の「警察部門」では、勧告(advisory)、援助 隊は、イタリアのヴィチェンツァに本部を置き、二○○五年度末には、 二〇〇四年一一 間 0) 間に派遣可能な一〇名の専門家によって構成される査定・調整チーム、 第二の 月の文民能力介入会議(civilian capacity commitment conference) の警察官を派遣できるようにする。そのうち、 「法の支配」 の強化に関しては、司法・刑務所制度が正しく運営されることによって現地警 第三に、 「文民管理面」では専門家をプールし、 第四に、「市民保護」に関しては、 一四〇〇名は三〇日以内に展開可能なように 作戦遂行が可能になった。 ①いつでも稼動可能な、 で は E S D P の 中 危機管理活動のために短 ②短期間に展開 EU構成国 (assistance) 裁判官、 は五、 Ċ 可能な二、〇 練から現 の危機管 三時 刑吏な 間 玾

モニタリング・ミッションの重要性は、「存在することによって予防・抑止」の機能が期待される点にあり、 とみなされた。モニタリングチームは五○五名の要員で構成されるが、 紛争予防・解決のための手段でもある。 Ε

二○○四年一二月の欧州理事会では、文民活動分野での二○○八年までの能力整備を目標とする「Civilian

Uの存在感・EUのコミットを対外的にアピールする手段でもある。

Headline Goal 2008」が採択された。ESDPの文民活動面での行動計画(Action Plan for Civilian Aspects of ESDP)、 安全保障文化の育成・促進、ESDPに関する人員提供などを目標とする、ESDC(European Security and De-

アフガニスタンでのEUPOL(警察ミッション)はこうしたESDPの活動のひとつである。

fence College、二〇〇五年七月創設)、文民活動即応チーム(Civilian Response Teams)などの組織化も進められている。

ence)」が開催された。二〇〇五年一一月八日 非軍事即応チーム(Civilian Response Teams)に関する文書が発表さ 二〇〇五年一一月および二〇〇六年一一月には、「文民能力の改善会議(Civilian Capabilities Improvement Confer

しかし九・一一同時テロ以後の「テロとの戦い」における軍事行動が一部では見られるものの、実際にはES EUの文民支援・危機管理の実態――アフガニスタンでのEU警察任務活動(EUPOL)

DPの活動が文民活動に傾斜していくとなると、欧州委員会の従来からの文民・民生分野を中心とした活動との ベルク理事会で定められた人道支援を中心とする任務がすでに時代を先取りしていたともいえる。同時に、 動を中心にしたものとなっているのが今日の趨勢である。そのことは、九二年西欧同盟(WEU)のペータース DPは地域紛争の平和維持・復興支援活動を中心にしたものとなっており、ESDPの活動の多くが文民支援活 ?に多くの共通点が生じてくるのは当然のことである。いまや両者の調整がEU内での共通外交・安保政策の重 E S

要なテーマとなっている。 管理概念(Crisis Management Concept)を承認した。このミッションは、 る活動を行なう現地でのアフガン警察の強化を目指したものとされた。 れていた。こうして翌年二○○七年二月一二日、理事会はアフガニスタンでのEU警察ミッションのための危機 ンでの「法の支配」に関する厳しい状況について報告がなされ、警察ミッションによる警察部門の支援が提案さ ンパクトを承認、同年一〇月のEU合同評価任務報告書(Joint EU Assessement Mission report)では、 らないが、今日注目されるのはESDPの方である。二〇〇六年一月の理事会(CFSP)は先のアフガン・コ EUの支援を考える場合には、 欧州委員会(EC)と共通防衛政策(ESDP)の二つの柱で考えなけれ 人権を尊重し、法の支配の枠組みにおけ アフガニスタ ばな

的として打ち出している。アフガニスタンでは、 基準に従ったモニター・助言・勧告・訓練の下での、持続可能で効果的な文民警察の調停、 る予定である ○八年春までに一九五人の人員派遣が予定されている。 メンタリティーの改善を目的として、アフガニスタンの一三州に当初一六〇人が派遣される予定だったが、 十分に機能していない。とくに二○○五年からは治安が一層悪化し、公民意識の養成、 本来取り締まる側である警察がしばしば有害な存在となっており、軍の支配下にある司法制度は二〇〇二年以来 タンでの「法の支配」を実行するための警察組織整備を目的とする。①アフガン人自身の手で行なわれ、 そして、二〇〇七年六月にはアフガニスタンでのEU警察任務活動 汚職 ・贈賄罪がはびこり、 訓練・教育・勧告などを行ない警察能力の向上が図られ (EUPOL) が開始された。アフガニス 治安改善・安定措置が急務である。 法の支配 ②法の支配などを目 の確立、 国際的

に応じたEU帽子の下での各国の活動、

より具体的には、

ドイ

ツ警察プロジ

ェクト事務所

(GPPO: German Police Project Office)

それぞ

ñ

の地域

法律・裁判の専門家をカブール、

五つの地域警察本部、

PRTの形での

地

方に派遣している。

を含むEU全体で調整された支援の一部である。

が指揮にあたる。 アフガニスタンEUPOLはEU特別代表(Francesc Vendrell)と欧州委員会(EC)による復興支援など ESDPの中心機関である政治安全保障委員会(EUPSC)がその任務の管理と戦略を担当

任務期間は少なくとも三年で、○七年一○月に任命されたヨルゲン・シュル

結び――CFSP・ESDPの現実――

RD CONGO)」が活動している。 年六月末までである。 専門家・安全保障部門改革の専門家・人権や児童専門家によって構成され、警察改革などに当たる。 EUPOL -Kinshasa(〇五年二月—〇七年六月)を引き継いだミッションである。三九人の各国の警察官・司法 も、アフガニスタン支援以外に○七年七月から発足したEUPOL RD CONGO(EU警察)がある。これは EUは二○あまりのESDPを派遣しているが、その四分の三は文民危機管理である。二○○七年だけを見て コンゴ民主共和国では、すでに○五年六月から「EU安全保障部門改革ミッション(EUSEC 任務は〇八

なう。 とする。二〇〇八年二月一六日に発足した「EU法の支配ミッション(EULEX Kosovo)」は一二〇日間だけ稼動 ドの間に中継軍事活動の発足を決定した(EUFORTCAHD/RCA)。このESDPは国連活動の調整を行 二〇〇七一〇八年の大きな活動としてEUFOR 民間人・難民保護、 コソボにおける持続的で機能可能な法の支配の制度を構築するためにコソボ政府を支援する 人道支援の配給・人的スタッフの移動の自由の促進、 T C H ADがある。 〇八年 UN活動の保護推進などを任務 一月EUは東チャドと北西チャ

そのほかに現在活動中のESDPとしては以下のものがある。 ボスニア・ヘルツェゴヴィナの 軍

ツ准

中のEUパレスチナ・ミッション(EUPOL COPPS、警察ミッション)、パレスチナ領ガザ地区の国境支援 三○カ国から五○○人の警察が参加、○六年から○八年末まで二○○人の国際スタッフが参加)、○六年一月から展開 末までの任期だったが、○七年九月に一八カ月の延長、つまり○九年六月末まで活動することとなった)。 ミッション 合された法の支配ミッション(EUJUST LEX、このミッションは文民活動として○五年七月に発足し、 (EU BAM Rafah、○五年一一月に発足、○七年五月に任期が一年延長された)、イラクのためのEUの統 警察・監視任務)、二〇〇三年一月から活動している同地域でのEUPM (EU警察ミッショ

る。 共通外交・安全保障政策、 文字通り、 連の活動は理事会単独ではなく、委員会や他の国際機関との協力・補完関係を保ってはじめて有効に機 安全保障のよりソフトな面を多国間主義的な枠組みにおいて実現していっているのが今日のEU 共通防衛政策ということができるであろう。

1 P 政 和安全保障研究所)二〇〇七年三月を参照 具体的には、 歴史的背景と現状」防衛省委託研究(渡邊啓貴編著)『EUの共通外交・安全保障政策(CFSP)の現状と今後の課題』(平 冷戦時代の欧州政治統合をまとめた研究はわが国では数少ない。この点については、 欧州政治統合の歩み』(成文堂、二〇〇一年)が大変有益である。 兵器分野での産業・技術協力、 第三国への軍事技術の移転および武器輸出の管理、 また本稿の後半は、 辰巳浅嗣著『EUの外交・ 拙稿 第 核兵器の不拡散問 章 C F S P 題 軍備

管理・ 監視団派遣、 に対する人道的支援、 軍縮交渉・ 南ア共和国の選挙と監視、 信頼醸成装置、 モスタル (ボスニアのクロアチア人居住区) 人道的介入措置への参加を共同行動の範囲とした。 欧州安定条約締結、 中東和平に対する支援決定などがある。 管理、 ロシア連邦議会選挙(一九九三年一二月)に対する たとえば、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ

NATOを補完し(CAESOUTH)、その下で、協力すると同時にFAWEUとして登録された。 演習 Ecolo' 98は九八 361

2

共同統合司令部の相互運用能力などのテストが演習の目的だった。

する。 ルトガル。また一一カ国が参加する演習では仏クレマンソー、米USSケネディ、伊ガリバルディの三隻の空母が中心となった。 Humanitarian Task Force」を支持した。EUROMARFORは常設機関をもたず、司令部は演習ごとにローテーションで担当 年六月に実施。 共同提案によるWEU人道支援任務部隊創設に関する文書「Emergency Responses to Humanitarian Crisis: A Role for a WEU Heisbourg, op. cit, pp. 74-75、ALFLOTスペイン、CECMEDフランス、CINCNAVイタリア、COMNAVポ その他には、 欧州軍団 (EUROCORPS)参加国による演習「WEU CRISIS 95―96」を歓迎、

- 3 織されたコンセプト実施政策調整グループはその後この領域の発展に大いに貢献した。 Coordination Cell(CCC)の設置もある。九六年五月に定められた「CJTFのための政治・軍事フレームワーク」の下に組 アセット・能力の解除・監視・返還などの調整、WEUとの協力のための措置、 NATOとのヨーロッパ側からの指揮権の調整、WEU差出可能なNATOアセットと能力の所属管轄の調整、 モンスNATO最高司令部での bi-MNC Combined Joint Planning Staff(CJPS)とNATO司令部での Capabilities WEU主導の作戦演習の計画及び実施などで N A T O
- したがって外国人兵士の指揮に当たるという点でユニークな軍隊である。 形成する。SFORにも参加した。司令部は九七年一一月にWEUの利用可能となり、司令官が平時には lead-nation principle に 第一独蘭軍団は九三年三月創設に合意し、九五年八月に設立した。総計四万人の兵力、 軍団はNATO主力兵力の一部を
- (5) 独・デンマーク合同軍団(LANDJUT)と英蘭水陸両用部隊(UNKLAF)はずっと以前から実在する古いニカ による補強が可能)と第六 GE Armoured 装甲師団が配属されていた。しかし、一九九八年九月に独・ポーランド・デンマーク ために利用可能でFAWEUとして承認された。LANDJUTはデンマーク装甲歩兵ユトランド師団(デンマーク対応旅団 国合同軍で、それぞれ一九六二年と七三年に発足した。UNKLAFは九三年五月ローマ首脳会議でペータースベルク任務の ンドがNATOに加盟した九九年三月以後配備につき、その結果LANDJUTはこの合同軍に統合された。 が集団防衛ならびに平和維持機能のためのNATO内合同軍団を創設する文書に調印し、 多国籍北東軍団が発足した。ポーラ
- 6 が出された。 欧州統合軍は、 欧州統合軍の使用はWEU理事会の政治的管理下で行なうことが定められた。また、各国の外務省政治局長 基本的にはEUかNATOの枠組みで召集される。 九三年九月には、 統合軍をWEUの枠内で運用する声

への援助(Aid to Uprooted People)」に向けられてきたものである。

戦計画の立案はEUの計画策定室が行なう。 統合軍の任務はWEU理事会が決定するが、その任務は共通防衛とともに先のペータースベルク宣言の内容を範囲とする。作 国連との関係も調整する。WEUは指揮系統・部隊などの常設機構をもたないため、 軍の参謀長による各国代表と欧州統合軍との連絡機関である合同委員会が設置され、この委員会はWEU・NATO・OSCE・ 実際の軍事活動をこの欧州統合軍が担う。

- 7 展開からの米欧同盟の考察』国際問題研究所、二〇〇一年三月。 拙稿 「米欧同盟の中の欧州共通防衛政策をめぐる課題」『平成十二年度外務省委託研究報告書 欧州安全保障システムの新
- 8 CCMについては Nowak, Agnieszka (ed), Civilian crisis management: the EU way, Chaillot paper, no 90, June 2006
- Presidency Conclusions, Brussels European Council, 16 and 17 June 2005, XIII. EU Training in the field of ESDP (para. 43-44)
- 10 EU Council Secretariat, May 2007, "European Security and Defense Policy: the civilian aspects of crisis management"
- 11 拙稿「第二章 グローバルな視野と米欧関係の中のESDPの現実」防衛省委託研究(渡邊啓貴編著)『EUの共通外交・
- 安全保障政策(CFSP)の現状と今後の課題』(平和安全保障研究所)二〇〇七年三月参照
- 12 けての支援は、一億三九○○万ユーロがECHO(Humanitarian Programmes)、一億九三二○万ユーロが「生活基盤を失った人々 (平和安全保障研究所)二〇〇八年三月参照 他方で、欧州委員会を中心とする取り組みに関しては、EUの支援はすでに一八年にもわたる。一九九一―二〇〇四年にか 拙稿「アフガニスタンにおけるEUの復興支援活動」外務省委託研究『平和維持・構築活動における国連と地域機構の連携
- 三五〇〇万ユーロ)。 年からは「法と秩序信用基金(LOFTA: Law and Order Trust Fund)」を通してアフガン警察の支援も行なっている(同年以来一億 行なわれている。EUは米国についで第二番目のドナーで、全体の三分の一を支援している。EU二五カ国による人員派遣は 一六〇〇〇人(ISAFへの派遣)に上る。「地域復興チーム(PRT)」に関して一千万ユーロが充てられている。二〇〇二 二○○二年―二○○六年の間にEU全体で三七億ユーロ(EU予算一一億ユーロ、 残りは加盟各国の予算の総計)

地域開発・経済インフラ開発・医療保健関連の支援、地雷除去・地域協力支援などに力点が置かれていた。 復興能力構築、「世銀復興信用基金(Afghanistan Reconstruction Trust Fund)」、教師・ 医療関係者・公務員への給料支給

門での改革、麻薬撲滅、開発、人権・市民社会・難民帰国、教育・文化、定期的政治対話などであった。 やアフガン・コンパクトなどで指摘された領域での改善が強調された。すなわち、政治・経済ガバナンス、安全保障・司法部 初の基礎となった。アフガニスタンとEUの間での定期的ハイレベル政治会議の開催が決まった。ここでも「戦略ペーパー」 そうした中で、二〇〇五年一一月アフガニスタン政府とEUの間で調印された合同宣言(Joint declaration)は協力のための最

を可能にするための政権の安定、基本的人権を保証する法の支配の構築である。 クト」とi-ANDSを受けた内容となっている。このペーパーの第一の狙いは、持続可能な開発と貧困除去を実現するための パー」)は、「戦略ペーパー二○○三―二○○六」を引き継ぎ、先に述べた二○○六年一月ロンドン会議の「アフガン・コンパ 条件をつくっていくことにある。そのために当面必要なことは、国家の安定、麻薬撲滅、すべてのレベルでの公益事業の分配 二〇〇六年に発表された「戦略ペーパー (Country Strategic Paper, Islamic Republic of Afghanistan 2007-2013)」 (以下「戦略ペー

- 『EUの国際政治』慶應義塾大学出版会、二〇〇七年。 この点についての重要な指摘は、鶴岡路人「EU外交の中の欧州安全保障防衛政策―付加価値の再検討とEU内調整の課題
- "EU Police Mission in Afghanistan December 2007", www.consilium. Europa. eu/eupol-afghanistan